令和2年12月熊取町議会定例会 請願文書表

請願第2号	「種苗法の一部改正案」に関する請願書
受理番号	2熊議第191号
受理年月日	令和2年11月17日
請願の要旨	地域農業や農家の権利を守り、また住民が、安心のできる農作物・食料をこれからも安定して確保していけるよう、農家の権利を制限する「種苗法の一部改正案」について慎重な審議を求める意見書を国会に提出することを求める請願
請願者の住所 及び氏名	熊取町大久保中1丁目8-13 A205 小川 由紀子 ほか4名
紹介議員氏名	坂上 巳生男 江川 慶子 鱧谷 陽子
付託委員会	議会運営委員会

「種苗法の一部改正案」に関する請願書

紹介議員 拔上 巴生聚 江川 慶子衙 禮谷 陽子體

「種苗法の一部改正案」に関する請願書

【請願趣旨】

地域農業や農家の権利を守り、また住民が、安心のできる農作物・食料をこれからも安定して確保していけるよう、農家の権利を制限する「種苗法の一部改正案」について慎重な審議を求める意見書を国会に提出していただくことを求めます。

【請願理由】

「種苗法の一部改正案」は、II 月以降の臨時国会で再び審議される動きとなっています。 この改正案は、今まで農業者に認められてきた「自家増殖の権利」を原則禁止にするものです。これは、近年問題になっている、日本の優良品種の海外流出を規制するためと説明されています。 しかし、国内農家の自家増殖を禁止しても、物理的に海外流出を防ぐことはできないと農林水産省自身が述べており、矛盾が生じています。

自家増殖禁止は許諾の手続きや費用、また毎年の種子購入代金等、小規模農家に多大な負担がかかるようになり、地域農業の衰退を招きかねません。日本の農業を支えてきた圧倒的多数の小規模・地域農業を守るための法案とは到底考えられません。

農水省は、「育成者権が及ぶのは1割にも満たない登録品種だから影響は無い」としていますが、実際はその一部の登録品種をすでに利用している農家は数多くありますし、長年試行錯誤してその品種で生活を支えてきた農家に対して「影響がない」とは、あまりにも乱暴です。

さらに、影響がないとされている在来種は無数にあって新品種との区別を明確に判断できない 状況であり、在来種などの一般品種が登録されてしまう可能性は否定できません。

このように「種苗法の一部改正案」は、資金的な余裕のある特定の企業による種子の独占・市場の寡占化を拡大させ、品種の多様性、気候変動等への対応力を低下させます。また、企業の利益・効率優先による品質・安全性の低下も招きます。

国内地域で大切に育てられた安全で質の高い農作物を、この先も安定してこどもたちに食べさせたい。そんな住民の思いを、子育ての町・熊取町には大切にしていただきたいと願います。 以上の理由から請願書を提出いたします。

2020年11月17日

熊取町議会議長 矢野 正憲 様

請願者(代表) 〒590-0403 熊取町大久保中1丁目 8-13 A205 小川 由紀子 (ほか4名)



請願者氏名

川俣 えみ 〒590-0433 熊取町若葉1-13-8



田倉 純子 〒598-0034 泉佐野市長滝1309-2



田倉 淳平 〒598-0034 泉佐野市長滝1309-2



小川 多雅之 〒590-0403 熊取町大久保中 🦪



1-8-13A205

種苗法の一部改正案について慎重な審議を求める意見書(案)

現在、国において品種登録をした農産物(以下「登録品種」という)の国外流出の防止を図ることを目的とした種苗法の改正が検討されており、その改正内容の一つとして農業者が登録品種の自家増殖を行う場合に育成権者の許諾を必要とする事が盛り込まれています。

登録品種の国外流出の防止を図り、そのための措置を講ずることは重要ですが、 国内農家の自家増殖を制限しても国外への流出防止に大いに有効であるとは考え にくく、疑問が残ります。

そればかりか、これまで農業者が登録品種を作付け用の種苗として使う自家増殖は一部を除いて原則として認められており、今回の改正によって原則として全ての登録品種の自家増殖が許諾制になると許諾に関する事務手続きや費用負担の増加などが見込まれ、農業経営に影響を与えることが懸念されます。

また、農業の国際競争力の強化も非常に重要な論点ではありますが、気候変動等により農作物の対応力・多様性が求められつつある昨今において、食料自給率の低い我が国の食を支える農業者の尊い権利に制限をかけることは、食の様々な安全安心を損ねかねないとも考えます。

農業は国家の繁栄を築く土台となる大切な産業です。地域農業や農家、消費者の権利を守り安全で安定した農作物や食料を確保するためにも、種苗法の一部改正案の慎重な審議を行っていただきますよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

参考資料 (全 2 ページ)





作付



自分で保管していた権・首



作物が育り収穫

音,た作物から 苗を保管し 次国の作件に使用

己女言了後







• 種苗業社が 種·苗·購入

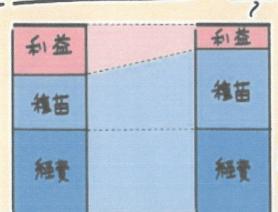
・自分で保管して、た種、笛

作物が育ち収穫

水登録品種に

火 音非作物的 種 笛の保管が रिकारकार के अध्यास्त्र रे

農家にかかるコストモデル



毎シースジを首はいかるコストかい 增之 離農に追い込まれる 是家心境的可能性了



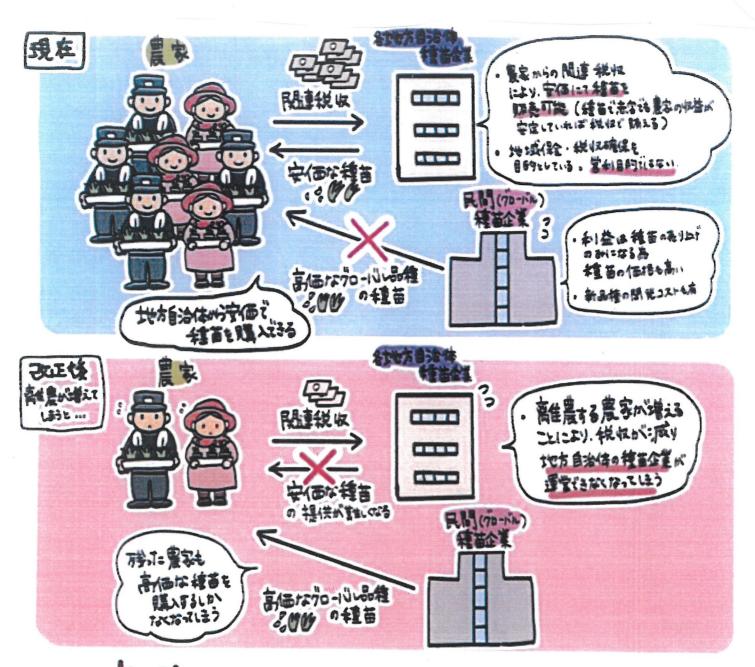






对象作物

野菜·果樹·きのこ·草花等 3の種以上… 改正後增減可能性



東京のまたでは本地方自治体の種苗業社が表現し 三価生治-じし品種の種苗はか手に入れていることう



購入に種苗が 必ず、走その国の主地に 合ているとは限らない 種苗に合いせて土地を

一 改良しなければならない

それに作ない把料 集事を

のく使用を更まる水をがる

建入した経苗に合わせて 土地の改良が記事になる